

令和5年11月13日

報道機関各位

長岡市総務部長

職員の懲戒処分について

長岡市では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

	被処分者所属等	処分対象事案	処分内容
(1)	市長事務部局 女性職員	営利企業従事等制限違反	停職6か月
(2)	地域振興戦略部（支所） 会計年度任用職員 男性職員・60歳代	詐 取	停職2か月

2 処分対象事案の概要

- (1) 当該職員は、令和3年6月から令和5年11月初旬の間の計約150日にわたり、休日や療養休暇及び病気休職中に県内外の複数の風俗店で勤務し、計約800万円の収入を得ていたもの
- (2) 当該職員は、令和5年10月6日及び同年11月2日に給油所の店員に対して、公用で使用すると装い、ガソリン計20リットルを携行缶に給油させ、自家用車に使用したものの

3 処分年月日

令和5年11月13日

4 柳鳥 和久・総務部長のコメント

市職員が立て続けに非違行為を行ったことで、市政への信頼を大きく裏切ったことを深くお詫び申し上げます。

いずれの事案も本来法令等を遵守すべき立場にある公務員としてあるまじき行為であり、許されるものではありません。

今回の事案を重く受け止め、職員が一丸となって信頼回復に向けて、綱紀の粛正及び再発防止を徹底してまいります。

5 再発防止策

改めて全職員に対して、綱紀粛正及び不祥事の再発防止について通知するとともに、研修や倫理ミーティングを通じて、公務員としての倫理や法令遵守を徹底します。

〔 問い合わせ：総務部人事課 斎藤 電話 0258-39-2201 〕